

行政 なごら

2016年9月
No.132

〈奈良県行政書士会の
更なる発展に向けて〉 P.1

〈とりくみ1〉 P.6

官民からの業務委託について

〈とりくみ2〉 P.9

災害協定について

〈とりくみ3〉 P.10

行政書士広報月間行事予定

〈特集〉 P.4

特定行政書士研修責任者にインタビュー

〈ユキマサくんが行く〉 P.12～

奈良県警察本部



目次

奈良県行政書士会の更なる発展に向けて (奈良県行政書士会 副会長 松岡順司)	1
平成28年度 定時総会を開催しました	2
〈特集〉特定行政書士研修 責任者インタビュー	4
《奈良会のとりのくみ1》 官民からの業務受託(相談・支援業務)等について	6
熊本地震義援金活動のご報告	8
《奈良会のとりのくみ2》 本会における災害協定の取り組みについて	9
《奈良会のとりのくみ3》 行政書士広報月間の開催行事予定	10
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部だより	11
ユキマサくんが行く～奈良県警察本部～	12
行政書士業務に関わる法改正情報	14
Topic 〈自転車事故・賠償のハナシ〉	16
ゆるキャラグランプリノミネートのお知らせ	17
新規登録会員さん!いらっしゃい!!	18
会員の動き(変更・退会)	20
編集後記	20



※ユキマサくん…行政書士のマスコットキャラクター。5才。
行政書士くらしまもる先生の仕事を観察しながら、
猫社会の行政書士を目指している。

《連載》 ユキマサなら散歩 〜太子道(筋違道)〜

(表紙写真)

聖徳太子が通った道や太子ゆかりの寺へ参拝する道は、広く太子道と呼ばれています。狭義では、太子の住まいである斑鳩宮から飛鳥の小墾田宮まで往來したとされる道のことが太子道と言われています。この道は、条里制により整備された南北方向の地割りに対し、例外的に西に傾いて整備され、北北西から南南東へと斜めに走っており、筋違道(すじかいみち)と呼ばれ、後に太子道とも呼ばれるようになりました。

太子道は現在の斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、橿原市を通り、明日香村へ至る約20数キロの道ですが、平安京に遷都後はこの道も衰退してその姿を大きく変えてしまい、中世以降は法隆寺街道として利用されました。しかし、現在までもその一部は道路やあぜ道として残っており、特に安堵町広峰神社から飽波神社付近の道や、三宅町屏風から田原本町保津方面へ斜行している道などは、当時の面影が偲ばれるところです。

聖徳太子は舎人の調子丸(調子麻呂)を従えて、愛馬黒駒に跨り飛鳥に通ったという伝承が残されていますが、その伝承はこの道沿いの地域でも、今も形をもって生きています。斑鳩町の調子丸古墳・駒塚古墳などは考古学的には疑問があると言われているものの、調子丸と黒駒の墓であると伝えられてきました。また、三宅町「屏風」の地名は、太子が休息をとるときに屏風を立てたことが由来であり、屏風の白山神社には太子が休憩をとった「腰掛石」や黒駒をつないだ「駒つなぎの柳」、杵築神社には太子が弓で掘ると湧き出たという「屏風の清水」などがあります。

太子道という道を、当時の道の痕跡を探しながら、また現在まで残る伝承や奈良の歴史に触れながら歩いてみるのもいいのではないのでしょうか。毎年、11月22日には法隆寺から橘寺まで、2月22日には法隆寺から聖徳太子御廟のある叡福寺(太子町)までを歩く「太子道をたずねる集い」というウォーキングイベントがありますので、参加してみるのもおもしろいかなと思います。



(写真…広報部 谷澤祐樹・文…広報部 佐藤貴玲)

奈良県行政書士会の更なる発展に向けて



奈良県行政書士会
副会長 松岡 順司

日頃より、会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解・ご協力を賜ると共に行政書士制度の発展にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

後のページでも紹介させていただきますが、本会におきまして、被災地の一刻も早い復旧・復興を願ひ、会員の皆様へ熊本地震義援金のご協力をお願いしておりましたが、最終的に本会会員から137,000円、本会からの支出と合わせて合計237,000円の義援金が集まりました。

ここに、皆様方の格別なご厚志に心よりお礼申し上げます。お預かりいたしました義援金は、日本行政書士会連合会へ振込させていただきました。ありがとうございました。

本会におきましては以前より奈良県、桜井市、上牧町、生駒市と災害協定（被災者支援協定）を締結して、災害時における復興支援など社会貢献事業にも力を入れておりますが、今年度も新たな自治体との災害協定（被災者支援協定）締結に向けて調整を進めているところでございます。

また、実際に災害が発生した場合にこれらの協定がしっかりと機能するように「災害時マニュアル」の作成や「奈良県行政書士会官民業務受託等に関する規則」の制定などを整備し、市民の皆様にしつかり役に立つ行政書士会を目指してまいります。

被災地である熊本県行政書士会は、災害対策本部を設置し、り災証明書の交付申請支援や復興補助金に関する無料相談など、組織的に取り組んでおられます。

本会も万が一の災害に備えて熊本県行政書士会の対応なども勉強させていただきながら準備を進めてまいります。

2年の任期も折り返し地点を過ぎ、残り1年足らずとなりました。「奈良県行政書士会を未来へつなごう」をスローガンに、重点取り組みとして掲げた内容の実現に向けて、全力で務める所存ですので、会員の皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

平成28年度 定時総会を開催しました

in 奈良商工会議所

平成28年5月27日 12時30分より平成28年度定時総会が、奈良商工会議所5階大ホールにて開催されました。開会のことばにはじまり、中嶋会長による挨拶に続き、来賓としてお招きした奈良県地域振興部部長 一松旬様からご祝辞をいただきました。会長表彰授与式、日本行政書士連合会 遠田和夫会長からの祝辞の代読、新規登録会員の紹介を行いました。

総会構成員数の確認及び報告が行われた後、議長に板倉靖史会員、副議長に黒田敬子会員が指名、選出されました。

議長、副議長が登壇し、挨拶がなされ、議長による議事録署名人の指名、議事運営委員の紹介、申し合わせ事項の報告後、議長により会議の開会宣言がなされ、議案審議にはいりました。

第1号議案「平成27年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成27年度収支決算の承認について」が一括上程され、第1号議案は中嶋会長、第2号議案は西澤経理部長より趣旨説明があり、西田監事から収支決算の監査報告がなされました。末廣会員、浅井会員から質問通告がありましたので、質問に対する補足説明、執行部からの回答、質問者からの再質問が行われた後、採決に入り、賛成多数で可決、承認されました。

第3号議案「平成28年度事業計画（案）の承認について」、第4号議案「平成28年度収支予算（案）の承認について」が一括上程され、第3号議案は中嶋会長、第4号議案は西澤経理部長より趣旨説明がなされました。第1号及び第2号議案と同様に、会員からの質問に対する回答や再質問が行われた後、採決に入り、賛成多数で可決、承認されました。

議長による閉会宣言がなされ、議長、副議長が降壇、閉会のことばで定時総会が終了いたしました。

定時総会のようす



中嶋会長



奈良県地域振興部部長 一松旬様



会長表彰



議長・副議長あいさつ



新入会員紹介



採決のようす

特定行政書士研修 責任者インタビュー

～ 特定行政書士って何? ～



松本 研修責任者



今年で2回目の開催となる特定行政書士研修。
昨年は奈良会で21名の特定行政書士が誕生しました。
今年もユキマサくんが研修責任者へ突撃インタビュー！
研修内容についてや、昨年との違いなどを聞いてくれました。

ユキマサくん..今回2回目の研修だけど、何人が申しこんでいるのかニヤ?

松本..今年は7名の申込がありました。昨年は第1回目ということもあり多くの申込があったんだけど、2回目の今年は少し落ち着いた感じかな。

ユキマサくん..そうなんだね。昨年と今年で研修に違いはあるのかニヤ?

松本..研修の内容は昨年とほとんど同じだよ。細かいところを言えば、研修会場が変わった事かな。(今年は商工会議所、昨年はやまと会議室) 参加申し込み人数の違いもあるので、より受講いただく会員の皆さまに最適な環境で受講してもらいたいと思って変更したんだよ。

ユキマサくん..いろいろ大変なんだね。じゃあ、改めて研修の中身について詳しく教えてニヤ?

松本..研修は18コマ(1コマ60分)で全部で18時間の研修になるよ。行政法総論から始まって、行政手続法、行政不服審査法、要件事実・事実認定論、特定行政書士倫理など多岐にわたる内容になってい

るね。受験勉強で試験範囲だったところもあるけど、範囲じゃなかった部分も含まれていて新しく知ることもたくさんあると思うよ。

ユキマサくん..昨年もそうだったけど今年の受講者の皆さんもみんなまじめに受講していたね?

松本..参加人数は少ないけど、みなさんの熱意がすごく伝わってくるよ。熱気ムンムンだね。

今日は2日目の研修だからまだ先なんだけど(インタビュー日時は7月26日)、今後の日程からは要件事実や事実認定論など、民事訴訟法にまつわる内容も出てくるので、受講者の皆さんの熱意もさらに上がってくるんじゃないかな。

ユキマサくん..そっか。僕も行政書士になったら受けたいなと思ってただけどますます勉強しなきゃいけないな。

松本..そうだね。でも今回の受講者の皆さんも、年齢や会員登録の年数など様々だよ。やっぱり注目の研修なんだなと改めて感じているよ。



▲ 研修のようす ▼



ユキマサくん…ところで、松本さんは昨年の特定行政書士研修で見事合格したんだよね。この1年間で特定行政書士としての今まで違いみたいなのはあったかニヤ。

松本…そうだね、やっぱり昨年から始まった資格なので、一般の方に深く知ってもらっているという状態ではまだないと思う。同業者や他土業の先生はもちろん知ってくれているけどね。ただ、不服審査請求ができるようになったという事実は大きなことだし、また、相手に対して新しい知識を吸収してより良い行政書士

になろうとしている人なんだという前向きな姿勢は感じてもらえてるんじゃないかなと思うよ。実際にこれからは特定行政書士制度が、「行政書士」そのものを認知向上させる上で必要になってくると思っているよ。

ユキマサくん…うん、そうだね。もっと行政書士の事をたくさん知ってもらいたいから、僕も頑張るニヤ。それじゃ最後に、行政書士の仲間や市民の皆さまにメッセージを貰っても良いかニヤ？

松本…「身近な街の法律家」として日々の研

鑽を積み、期待にこたえられるような行政書士になっていただくひとつの成果として「特定行政書士」という検討を是非して下さい。奈良県行政書士会のレベルを更に上げていくために、会員皆さまのプロフェッショナルな知識・経験を共有していけたらと思っています。市民の皆さまにおいても我々行政書士の取り組みをもっとしていただけるよう頑張りますので、地域の奈良会会員を頼っていただけばと思います。

ユキマサくん…どうもありがとう。残りの研修や審査も責任者として頑張るニヤ。

こんなとき…
特定行政書士がサポートします。

建設業許可申請が不許可処分となっていました。
建設業許可申請を行ったところ、経営業務の管理責任者としての経験年数が要件を満たしていないこと、経営業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に許可されませんでした。
経営業務管理責任者としての経験年数や常勤性の考え方についての基準が明確には示されておらず、不許可処分には納得がいきません。

産業廃棄物処理施設の設置許可申請が不許可処分となっていました。
産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行ったところ、不許可処分となりました。
申請先の自治体においては、条例により周辺住民の同意書の提出が許可要件となっていて、その要件を満たしていないことが理由とのことでした。周辺住民の同意書の提出を許可要件としていることには疑義があり、不許可処分は承服できません。

特定行政書士パンフレット

《奈良会のとりくみ1》

官民からの業務受託（相談・支援業務）等について ～ 現状と今後 ～

行政と市民のパイプ役として、われわれ行政書士は日々活動しています。
一部の分野では、行政（官公署）から行政書士への業務委託が始まっています。
ここではその取り組みと、その他行政書士制度認知向上に向けて取り組むべき
テーマについてご紹介いたします。



本会がこれまでに行ってきた業務受託には、奈良県からの経営事項審査の審査補助業務依頼や、奈良県運輸支局からの自動車登録に関する相談員の派遣依頼、民間団体への講師派遣やセミナー開催等があります。一般の方が目にする機会は自動車登録の相談員の方が多いかもしれませんね。

1 創業支援機関との連携事業について

(1) よろず支援拠点

本年4月に本会事務局からすぐのところによろず支援拠点のサテライトオフィスができたこともあり、本年度は様々な取り組みを連携しながら行っていく予定です。具体的には次の通りです。

①創業に関する無料相談会の実施

よろず支援拠点は県内の創業者をサポートする機関であり、創業に関する相談が日々寄せられています。相談の中には私たち行政書士の業務である許認可や届出に関することも含まれます。そこで、本会では、サテライトオフィスにて3か月に1回程度出張の無料相談会を実施することとなりました。初回は8月2日に実施いたしました。

②業務案内セミナーの実施

創業支援を行っている機関として、金融機関をはじめ様々な創業支援機関があります。ただ、どこの機関にも専門分野があるため、自機関の専門分野ではない事項を相談された際、他機関をご案内することになります。しかし、自らの専門分野以外については、果たしてどこが専門として取り扱っているのかがわからず困ってしまうこともあります。そこで、本会では、よろず支援拠点と連携し、金融機関をはじめとする創業支援機関の担当者様向けの行政書士業務案内セミナーを実施することにしました。

(2) 日本政策金融公庫 奈良支店

日本政策金融公庫奈良支店とは、以前より協定を締結させていただいており、行政書士会の研修

をご担当いただく等の連携を図ってきました。本年は、10月に日本政策金融公庫奈良支店が主催する創業支援セミナーに本会も共催させていただき、一部セミナーを担当する予定です。

2 法教育について

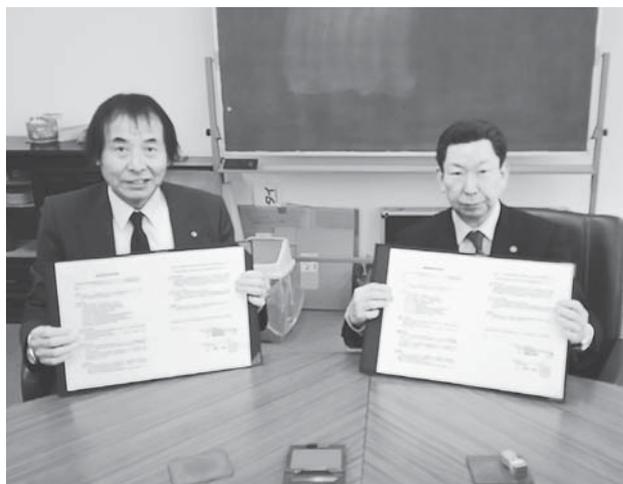
7月11日、奈良市立平城中学校にてLINE いじめが引き起こす法的責任についての講演を中学校体育館で行いました。1年生から3年生までの生徒とその保護者、来年平城中学校に入学予定の小学校6年生の保護者の皆さんに聞いていただきました。大変暑い中での実施となりましたが、生徒にも意見を聞きながら一緒にLINE いじめについて考えることができました。



その他、これまでに業務提携等を結んでおります各団体とも研修会、講師派遣や相談会を通じて、今後も連携を図って参ります。



(公社) 全日本不動産協会 奈良県本部



(公社) 奈良県宅地建物取引業協会

熊本地震義援金活動のご報告



総務部長 二宮聡介

熊本地震に対して義援金の募集を行ったところ、多数の会員からご協力をいただきました。御礼申し上げます。以下ご報告させていただきます。

《協力会員》

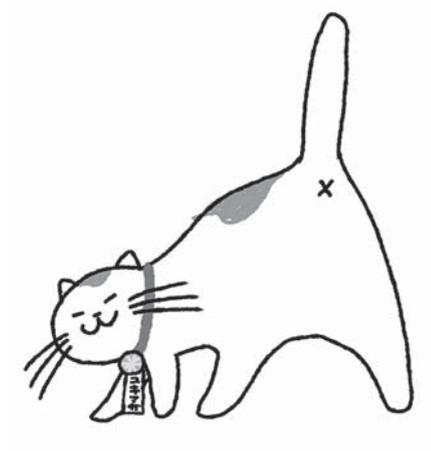
浅井彰文	石山恵一	井上勇夫	上岡國威	大倉房男	大倉令子	総谷邦夫
川合利章	黒田敬子	佐田紀和	佐藤貴玲	杉浦恵美	高野利明	高畑 博
田中博子	谷口成男	谷口真人	谷澤祐樹	田村 豊	達本和志	中嶋章雄
中嶋雄一	永田俊巳	中田典子	中村喜勇	西田周祐	西畑喜之	野村早香
藤井 熙	藤塚嘉夫	松井紀行	水戸井豪	南 依男	森田泰浩	森村和枝
山尾 登	山崎博之	吉岡 豊	吉田素久	米田英樹	若林平三郎	

(五十音順、敬称略)

計	41名
金額	137,000円
本会負担金	100,000円
振込手数料	4,774円
合計	232,226円

上記金額を6月27日付けで日本行政書士会連合会に振込いたしました。

ご協力ありがとうございました。



《奈良会のとりくみ2》

本会における災害協定の取り組みについて

～ 現状と今後 ～

自治体との災害協定について

奈良県行政書士会は、奈良県、桜井市、上牧町、生駒市との間で災害（被災者支援）協定を締結しており、現在、その他自治体とも締結に向けて協議を進めています。この協定はいわば「基本協定」の位置づけにあたり、この協議が一段落したところで、実際に災害が起きた際にどのように行政書士会として協力をするのか、既に協定を締結している自治体と一歩進んだ話し合いを行っていく予定です。



先のページでもご報告しましたとおり、今年4月におこった「熊本地震」において多数の被災者が出たことは記憶に新しいところです。地元の行政書士団体である熊本県行政書士会は、被災者がさまざまな公的支援を受けるために必要な「り災証明書」発行に関する支援業務について窓口を設け、無料で行っています。具体的な支援業務の一つとしてイメージいただけるかと思えます。

単に協定締結だけで終わることなく、災害発生の際に現実動けるよう、マニュアル作成も視野に入れた活動をしていきたい所存です。

～これまでの締結先～



平成26年3月3日 奈良県と協定締結



平成27年2月27日 桜井市と協定締結



平成27年8月3日 上牧町と協定締結



平成27年10月9日 生駒市と協定締結

《奈良会のとりくみ3》

広報部より

毎年10月は、行政書士制度の広報月間です。

行政書士制度の普及浸透を目的として全国一斉に広報活動を行っています。

本年は、県民のみなさまに「楽しみながら相続・遺言について学んでいただける」落語イベントを企画しました。

無料相談会も別日程で開催いたします。

笑う！知る！聞く！ 落語で楽しく学ぶ相続・遺言

創作落語「天国からの手紙」 生島清身（天神亭きよ美）

◆場 所 奈良県文化会館 小ホール
(奈良市登大路町6-2)

◆日 時 平成28年10月23日（日）
13:00～ 受付開始
13:30～15:00 落語&遺言・相続知識セミナー
15:15～16:30 行政書士による無料相談会

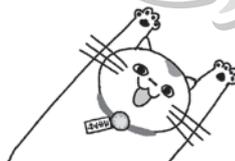
◆参加費 無料

◆申込方法 電話またはFAX
(電話：0742-95-5400)
(FAX：0742-26-6400)
(氏名・電話番号またはFAX番号・
参加人数をお知らせください。)

※裏表紙に本イベント
チラシを掲載して
います。



イベントが気になる
方は今すぐ確認して
みてね!!



女性のための女性行政書士による無料相談会

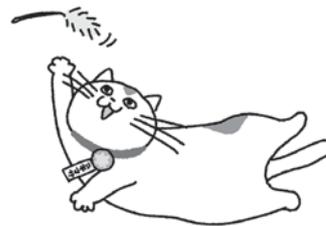
◆場 所 奈良県行政書士会 会議室
奈良市高天町10番地の1 (株)T.T.ビル3階

◆日 時 10月13日（木）午後1時～午後4時

※事前に電話予約が必要です。

◎団体の名称、所在地、連絡先

奈良県行政書士会 奈良県奈良市高天町10番地の1 (株)T.T.ビル3階
連絡先：0742-95-5400



～一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部だより～

「コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部（コスモス奈良）」は、会員の研修を行い、会員の資質の向上に努めるとともに、成年後見制度を通じて地域の皆様に日々の安心をお届けするべく、成年後見制度の普及活動をしております。以下、私たちの活動をご紹介します。

■街頭宣伝活動

4月2日に近鉄大和郡山駅周辺にて、街頭宣伝活動を行いました。

駅近くの大和郡山城で『第56回大和郡山お城まつり』が開催期間中であったこともあり、お花見に来られた方が多く、たくさん準備していたコスモスのリーフレットとポケットティッシュが、またたく間になくなってしまいました。



■「コスモス奈良」お知らせ活動

（一社）コスモス成年後見サポートセンターの広報月間（4月）に伴い、県下の市役所・町役場、地域包括センターや社会福祉協議会等約50カ所へご挨拶を兼ねてお知らせ活動を行いました。

訪問先では、「後見制度の利用が必要な方がいらっしゃるものの、これまでどこに相談していいのかが分からず相談できなかった」「セミナーや勉強会を企画した際には、講師派遣をしてもらうことは可能か？」等のお声をいただきました。いただいた一つ一つのお声に耳を傾け、できる限りの対応をしております。

■広報誌『NEWS LETTER』の発行

コスモス奈良では、定期的に広報誌『NEWS LETTER』を発行し関係機関等に配布しています。

広報誌には、コスモス奈良の活動報告のほか、イベント開催情報、成年後見制度の基礎知識が学べる連載コーナーも掲載しております。

今後ますます地域の方々を楽しみにしていただけ、お役に立てる充実した紙面づくりを心がけていきたいと考えておりますので、応援よろしく願いいたします。

■入会前研修・会員向け研修の開催

平成28年2月から3月にかけて入会前研修を開催し、7月1日より新たに**3名**の方が入会され、コスモス奈良メンバーとして活動して下さることになりました。入会前研修は、今年度よりコスモス大阪と連携し、数日にわたる入会前研修をどちらの支部でも受講していただけることになり、受講を希望される方がより受講していただきやすい体制を整えております。

また、会員向けには他支部で開催される研修や成年後見関係のイベントの案内などを行う等、会員の資質向上にも取り組んでいます。

『なら介護の日2016』イベントにコスモス奈良も参加します！

厚生労働省が平成20年に11月11日を「介護の日」と設定して以降、毎年奈良の介護家族を応援するための催しとして開催されている『なら介護の日』。介護等に関する団体による「介護なんでも相談」「介護フェア」の他、特設ステージでは著名人による講演や介護大賞の表彰が行われるなど盛りだくさんのイベントです。第9回目となる今年は、コスモス奈良も実行委員に加わり、相談ブースを出展（予定）です。

○私たちとともに活動しませんか

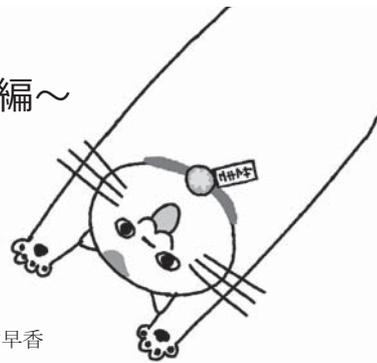
コスモス奈良ではともに活動して下さる新規会員を募集しております。入会には入会前研修の受講が必要です。詳細は会員定期便にてご確認下さい。皆さまのご入会をお待ちしています。



お待ちしております

ユキマサくんが 行く！！

～奈良県警察本部編～



取材 広報部 長森和奈・野村早香



行政書士のお仕事、
皆に知ってもらえるように
かかわりの深い警察本部に
お邪魔してきたニャ♪
色んなことが聞けたので
報告するニャ！

写真：左から 県民サービス課広報・広聴担当補佐 吉崎隆哉警部とナポくん、
交通部交通企画課 交通事故分析官 西田典弘警視とユキマサくん、庁舎警戒中の警察官

ユキマサ 交通事故分析官の西田警視、よろしくお願ひしますニャン。

昨年、道路交通法が改正されて、「自転車運転」に新しい制度ができたって聞いたニャン。

西田 ルールが変わったわけじゃないけど、「自転車運転者講習」義務の制度ができました。信号無視等の危険行為と言われる14の行為をするご登録されます。

過去3年間のうち2回以上繰り返すと、講習を受講する義務がでています。

ユキマサ 実際、何人ぐらい受講されているニャン？

西田 奈良県では今のところ受講者は0です。でも14人が危険行為をしたとして、登録されています。事故が起こって発覚するので把握できていない危険行為もたくさんあると思います。

ユキマサ 自転車事故ってどれぐらいあるんだニャ。

西田 今年の上半期だけで、346件。そのうち亡くなったのが4人。4人とも高齢者なんです。最近の傾向として、高齢者の自転車事故が増えているんです。

ユキマサ すこい比率ニャね。

西田 自転車は手軽に乗れるのでね。自転車でも賠償事故がたくさん起きてますよ。

ユキマサ ちょうど、奈良県行政書士会の「行政書士ADRセンター奈良」ができたニャ。



裁判外で争いを解決するためのサポートを行っているニヤ。「自転車事故に関する紛争」も取り扱っているニヤ。

西田 事故で加害者が自転車側のケースが増えていきます。死亡事故は昨年より減っているのですが、重傷事故が増えています。

ユキマサ なぜニヤン？

西田 車の交通量が増えたこと、マナーの悪化だと思います。

ユキマサ みんなでマナーを守らないと事故は減らないニヤン。

西田 奈良県では交通安全教育サポートチームを組んで、小・中・高校で交通安全教室を開いています。高校で

は、マナーアップ隊として生徒さんが主となって事故を防止する取り組みをしております。

現在22校の高校が指定を受けています。生徒さんの意識が高まり、事故が減ったと聞いています。

ユキマサ 生徒さんも巻き込んだ良い取り組みニヤ。マナーといえば、「スマホ運転」が絶えないニヤ。流行りの「Pokémon GO」をしながら運転して事故が起きているってニュースを見たニヤ。

西田 7月22日～28日の間「Pokémon GO」をしながら起こった自転車事故が奈良県内で、すでに7件あります。

ユキマサ 定期的な交通マナーの意識づけが大切ニヤ。

西田 9月21日～30日は、「秋の交通安全県民運動」が行われます。それ以外に、定期的に、タスキ等の啓発グッズの配布や、コミュニケーションゲーム、ちびっこポリスといった行事を公民館や商業施設等で行っています。新聞や自治会の案内、交番だより等で告知していますが、一番良いのは地元の警察署にお問合せいただくことです。ぜひご家族ご友人と一緒に参加ください。

ユキマサ 今日はありがとニヤン。事故を防ぐために奈良県警のかたが色々な取り組みをしていることがわかったニヤン。

万が一、自転車事故が起った時は、「行政書士ADRセンター奈良」もよろしくニヤン。

行政書士ADRセンター奈良

ADRとは、法的トラブルの解決方法のひとつで、「裁判外紛争解決」とも言われています。当センターで執り行う「調停」では、調停人が示した解決案に当事者が合意すればそこで成立となり手続終了となりますが、拒否した場合、強制力はありません。

■当センターの取り扱い業務

【外国人の職場、教育環境に関する紛争】

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人就労者の賃金、配置転換その他の待遇に関する不満
- ・外国人の就学者に対するいじめや学校クレーム
- ・職場、学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値観の違いに起因する紛争

【自転車事故に関する紛争】

- ・自転車同士の衝突事故
- ・自転車と歩行者の接触事故
- ・自転車による物損事故

行政書士ADRセンター奈良
(法務省から認証を得ております)
奈良県行政書士会内 TEL : 0742-95-5400

奈良県の自転車の交通事故発生状況



	件数	死者	負傷者 (重傷)	負傷者 (軽傷)
今年 (1/1 ~ 6/30)	346	4	61	282
前年 (1/1 ~ 6/30)	400	6	56	335
前年比	-54	-2	5	-53

うち自転車同士の事故は8件

- ・自転車同士
 - 出会い頭事故・・・3件
 - 正面衝突・・・4件
 - その他・・・1件
- ・衝突地点 (どこで事故をしたか)
 - 交差点内・・・3件
 - 非分離道路・・・2件
 - 歩道・・・2件
 - 路側帯・・・1件

※行政書士ADRセンター奈良では、自転車と自動車の事故は取り扱っていません。

「自転車運転講習制度」、
「自転車危険行為」、
「自転車事故に関する賠償」については、
16ページのTopicsをご覧ください!



県警マスコットキャラクターの
ナボクとナビちゃん

行政書士業務に関わる法改正情報

幅広い業務範囲のある行政書士業務の中で、気を付けて確認しておきたいのが、法改正に関する情報。

数ある改正の中でも、私達の業務に関わるものを少しご紹介します。

★建設業法改正

●改正法施行日（平成28年6月1日）

●改正の概要

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）が平成26年6月4日に公布され、平成28年6月1日付で施行されました。
(国土交通省 HP より抜粋)

●行政書士業務との関わりについて

建設業許可業務に携わる行政書士にとって同法の施行は、今年度の重要な法改正のひとつです。建設業者への周知、該当する業者の許可取得を含め、将来的に多くの業務受任が予想されるテーマといえます。詳細は国土交通省ホームページを参照下さい。

★地方自治法施行規則改正

●改正法施行日

平成28年7月15日以降に公告または指名通知を行う建設工事請負契約から適用する。

なお、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結した工事については、発注者と受注者で協議のうえ、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、適用することが可能とする。
(奈良県 HP より抜粋)

●改正の概要

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）の施行（公布日（H28.5.27）施行）に伴い、国土交通省発注工事について定められた前払金の用途拡大に関する特例措置に係る取扱いを参考とし、都道府県発注工事について格段の配慮を行うよう通知されたことから、建設工事請負契約書の改正を行うもの。（奈良県 HP より抜粋）

●行政書士業務との関わりについて

同法の改正により行政書士が直接業務を請け負うことはないかもしれないが、日ごろから建設業業務に携わる会員にとっては、知っておきたい改正です。契約書の新様式等については、奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課のホームページに掲載されています。

★農業委員会に関する法律（農業委員会法）改正

●改正法施行日（平成28年4月1日施行）

●改正の概要

今回の改正では、「担い手への農地集積・集約化等」をより強力に進める観点から、農業委員会の業務を「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進」として新たに必須業務として位置づけることになりました。

次に、これまで公選制（選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用）であった農業委員の選出方法を、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本に改め、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任できるように整備されました。

最後に、「農地利用最適化推進委員」の設置が新たに制度化されました。

●行政書士業務との関わりについて

農地法許可申請に際しては、申請代理人として、農業委員に対し申請内容の説明等を行う機会も多く、そもそもの許可主体である農業委員会の存立根拠ならびに目的を熟知しておくことは非常に重要です。

また、山間部における遊休農地、耕作放棄地の措置について、今後、我々行政書士と行政側が一致協力して進めるべき新たな業務の発現も考えられることから、今後注視していくべきテーマであると考えています。

★風俗営業法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）改正

●改正法施行日（予定日）

平成27年6月17日 改正風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）成立
平成28年6月23日 一部を除き施行

●改正の主な概要

①客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外し、営業の形態に応じた規制を実施することとなります。

②特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興（ダンスを含む）をさせ、かつ客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業と規定し、公安委員会の許可制となります。

【主な規制の内容】

- ・ 欠格事由を設け、不適格者を排除。
- ・ 条例により、営業可能地域を限定、地域を定めて営業時間を制限することが可能になります。
- ・ 18歳未満の者の午後10時以降の立ち入りを制限できるようになります

●行政書士業務との関わりについて

- ・ 既存の風営法申請の変更
- ・ 特定遊興飲食店営業の創設に伴う、新規許可の申請等

(1) 自転車運転者講習制度

(1) 自転車運転者講習制度

自転車の交通違反による事故が多発していることをうけ、道路交通法の一部が改正されました。この改正に伴い、公安委員会が、交通の危険を生じさせるおそれのある交通違反を繰り返す自転車運転者に対し、自転車運転者講習の受講を命ずることができる制度が設けられました。

■施行：平成27年6月1日

■適用：14歳以上の自転車運転者で、信号無視、酒酔い運転など14項目の危険行為を理由とする交通違反を繰り返し行い3年以内に2回以上摘発された場合

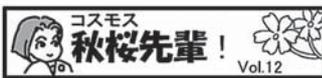
■受講時期：公安委員会の命令を受けてから3カ月以内

■受講内容：3時間。(講習の手数料として5,700円が徴収されます)

※ 受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。

違反の対象となる危険な行為は以下の14種類です。

- | | | |
|---------------|----------------------|---------------------------|
| 1 信号無視 | 2 通行禁止違反 | 3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) |
| 4 通行区分違反 | 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 | 6 遮断踏切立ち入り |
| 7 交差点安全進行義務違反 | 8 交差点優先者妨害等 | 9 環状交差点安全進行義務違反 |
| 10 指定場所一時不停止等 | 11 歩道通行時の通行方法違反 | |
| | 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 | 13 酒酔い運転 |
| | 14 安全運転義務違反 | |



四コマ漫画by行政書士坪田尚子

(2) 自転車事故に関する賠償

自転車は車両の一種(軽車両)です。法律違反をして事故を起こすと、運転者は刑事上の責任が問われます。

また相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

■賠償の例

賠償額	約9,500万円
事故の概要	小学5年生の児童が、自転車で走行中、歩行中の女性(60代)と衝突し、女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となりました。(神戸地方裁判所、H25年7月4日判決)

(3) 自転車事故に関する紛争

自転車事故が起きた場合の当事者間の解決方法としては、当事者間での話し合いによる示談・和解をする方法、簡易裁判所の民事調停や民事裁判を利用する方法がありますが、ADR(裁判外紛争解決手続)を利用して解決する方法もあります。

ADRとは、訴訟手続によらず、公正な第三者が関与して、解決を図る手続で、仲裁手続や調停手続があります。

奈良県行政書士会は、ADR事業を実施するため、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、H28年4月1日、法務大臣の認証を取得しました。本会で扱うADR事業に「自転車事故に関する紛争」があります。

詳しくは、本会にお問い合わせ下さい。

ゆるキャラグランプリ

2016

エントリー中です!

投票期間

7月22日(金)~

10月24日(月)

ユキマサって?行政書士って??

行政書士は毎日の暮らしに役立つ行政手続のスペシャリストだニャ!



行政書士制度の宣伝部長

年齢:5才 性別:♂

猫界の行政書士を目指しているユキマサだニャ!

行政書士って知ってるかニャ?

暮らしやビジネスの「どうしよう」を解決する行政手続のスペシャリスト=「身近な街の法律家」ニャ。

今日も誰かの困り事を解決するニャ!

いよいよ今年ゆるキャラグランプリに参戦!!!

応援よろしくニャ!

行政くん
ユキマサ

投票方法

どの端末から
でも投票できる
ニャ!



①各端末から公式サイトにアクセス

ゆるキャラグランプリのユキマサくんのページへ!



パソコン



スマートフォン



フィーチャーフォン



タブレット

検索サイトで検索

ゆるキャラ ユキマサくん

検索

QRコードから



ブラウザのアドレスバーに入力

<http://www.yurugp.jp/vote/detail.php?id=00003147>

ID(メールアドレス)で投票する をクリック

②1回目の投票時に登録してニャ!

- 1.「登録がお済みでない方はこちらから登録」の **こちら** をクリックして、手順に沿ってメールアドレスを登録。
- 2.登録したメールアドレスにメールが届くので、記載されているアドレスをクリック→パスワードを登録して完了。

みんな毎日
投票してニャ!

③毎日1回、応援してニャ!

登録したメールアドレスとパスワードを入力して、**投票する** をクリック! 2回目からはユキマサくんのページで直接投票できます。



★会員の動き★



新規登録会員さん! いらっしゃい!!

①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号



高原 裕司
(たかはら ひろし)

- ① 2016年4月2日
- ② 630-0242
生駒市新生駒台8番19号
- ③ 行政書士エクセルあすなら総合事務所
- ④ 0743-74-5941



海蔵 親一
(かいぞう しんいち)

- ① 2016年4月15日
- ② 639-0225
香芝市瓦口2250-1 笑美緑ビル2F
- ③ 行政書士法人アウルス 奈良本部
- ④ 0745-71-8700



浅田 治
(あさだ おさむ)

- ① 2016年4月15日
- ② 636-0202
磯城郡川西町大字結崎338番地10
- ③ 浅田行政書士事務所
- ④ 080-8311-5009



杉浦 恵美
(すぎうら めぐみ)

- ① 2016年4月2日
- ② 631-0041
奈良市学園大和町三丁目232番地の5
- ③ めぐみ行政書士事務所
- ④ 090-6901-7003



福田 尚世
(ふくだ ひさよ)

- ① 2016年4月15日
- ② 634-0845
橿原市中曾司町322番地の1
- ③ 行政書士 福田尚世事務所
- ④ 0744-24-8706



高津 孝至
(こうづ たかし)

- ① 2016年4月2日
- ② 636-0023
北葛城郡王寺町太子1丁目3番33号
- ③ 高津行政書士事務所
- ④ 0745-32-5247



米田昇平
(よねだ しょうへい)

- ① 2016年7月15日
- ② 634-0802
橿原市新口町165-1
- ③ よつば行政書士事務所
- ④ 0744-47-4392



松井政明
(まつい まさあき)

- ① 2016年5月15日
- ② 630-8114
奈良市芝辻町22番地
- ③ 松井行政書士事務所
- ④ 0742-23-3647



森本哲夫
(もりもと てつお)

- ① 2016年5月1日(転入)
- ② 639-0222
香芝市西真美2丁目35番地4
- ③ もりもと行政書士事務所
- ④ 090-9014-8217



大儀洋揮
(おおぎ ひろき)

- ① 2016年7月1日
- ② 635-0051
大和高田市大字根成柿380番地1(B318号室)ネオシティ大和高田
- ③ おおぎ行政書士事務所
- ④ 0745-23-5755



八木真由美
(やぎ まゆみ)

- ① 2016年7月15日
- ② 630-0245
生駒市北新町13番26号
- ③ i E Tコンサルティング行政書士事務所
- ④ 0743-74-4767

行政書士法人の入会

入会年月日	法人事務所名	事務所所在地	事務所電話
2016年4月8日	ディア行政書士法人	〒631-0815 奈良市西大寺新町一丁目1番1号 河辺ビル1階	0742-34-5634



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



表紙：太子道

文字：鈴木基舟氏

行政なら 第132号

平成28年9月1日発行

発行人 中嶋章雄
発行所 奈良県行政書士会
〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1
(株T.T.ビル3階)

TEL. 0742-95-5400 FAX. 0742-26-6400

電子メールアドレス：gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス：http://www.gyoseinara.or.jp/

落語で楽しく学ぶ相続・遺言

毎年10月は、行政書士広報月間です。行政書士制度の普及浸透を目的として全国一斉に広報活動を行っています。
今年、奈良県行政書士会では、県民の皆様にも、落語を通じて相続・遺言について楽しく学べるイベントを企画しました。
皆様のご参加をお待ちしております。



創作落語 「天国からの手紙」

行政書士 社会人落語家 **生島清身** (天神亭 きよ美)

×

息子二人、娘一人が見守る中で、母は、天国の案内人の指導のもと遺言書を作成するが…。



遺言・相続セミナー

- ・相続人はだれ？ 遺留分とは？
- ・遺言書作成の注意点など

×



無料相談会

行政書士がご相談をお聞きいたします。
お気軽にご相談ください。



日 時：平成28年10月23日（日）

★落語&セミナー 13時30分～15時（要予約）
（13時受付開始）

★無料相談 15時15分～16時30分（予約優先）



場 所：奈良県文化会館 小ホール

申込方法：電話またはFAXにて氏名、連絡先、
参加人数をお知らせください。

いただいた個人情報は、奈良県行政書士会が責任を持って管理し、
本イベントにのみ使用します。

主 催：奈良県行政書士会

《お問い合わせ・お申し込みは…》

奈良県行政書士会 奈良県奈良市高天町10-1 T.T.ビル3階
TEL 0742-95-5400
FAX 0742-26-6400

後援：奈良県

奈良県文化会館 近鉄奈良駅1番出口より東へ徒歩約5分
〒630-8213 奈良県奈良市登大路町6-2
TEL 0742-23-8921 FAX 0742-22-8003

